

## 目黒区入札・契約適正化委員会設置要綱

平成17年11月15日付け目総契第741号決定

### (設置)

第1条 区が発注する契約に関して、入札制度の改善及び適正な運用を行い、その透明性及び公正性を確保するため、目黒区入札・契約適正化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 一件予定価格七千万円以上の工事又は製造その他請負に関する契約の条件付き一般競争入札に係る参加資格要件に関すること。
- (2) 一件予定価格五千万円以上の工事又は製造その他請負に関する契約に適した指名競争入札参加者を選定すること。
- (3) 一件予定価格千五百万円以上の契約案件に係るプロポーザル方式の採用の可否及び当該プロポーザル方式に係る契約を継続できる年数（当該プロポーザル方式の採用を決定した場合において、当該プロポーザル方式に係る契約の想定契約年数が複数年のときに限る。）に関すること。
- (4) 一件予定価格千二百万円以上の新築及び増改築工事に係る設計委託契約の指名競争入札参加者の選定及び条件付き一般競争入札の参加資格要件に関すること。
- (5) 業務改善提案型契約方式による随意契約の適否に関すること。
- (6) プロポーザル方式に係る契約の継続に関すること。
- (7) 出入禁止処分に関すること。
- (8) 指名停止に関すること。
- (9) 入札参加除外措置及び勧告措置に関すること。
- (10) 低入札価格調査制度の該当となった契約の適否に関すること。
- (11) 談合情報等入札及び契約の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応に関すること。
- (12) 入札及び契約の過程並びに成績評定、指名停止並びに入札参加除外措置及び勧告措置に係る苦情への対応に関すること。
- (13) 目黒区入札監視等委員会への報告及び審議依頼事項並びに具申された意見への取扱いに関すること。
- (14) その他入札制度の改善及び適正な運用を確保するために行うべき措置に関すること。

### (構成等)

第3条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 副区長
- (2) 総務部長
- (3) 審査対象契約に係る業務を所管する部長及び課長
- (4) 総務部契約課長

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副区長をもって充てる。

(委員長の職務及びその代理)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故等があるときは、総務部長がその職務を代理する。

(専門部会)

第6条 委員会は、審議の効率化のため、専門部会を設けることができる。

2 前項の専門部会の設置及び運営に関する事項は、別に定める。

(招集)

第7条 委員会は必要の都度委員長が招集する。

(会議)

第8条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(書類の回議による決定)

第9条 委員長は、緊急又はやむを得ない事情があり、会議を開催できない場合には、委員全員への書類の回議をもって会議に代えることができる。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部契約課において処理する。

**付 則**

この要綱は、平成17年11月15日から施行する。

**付 則 (平成19年4月1日付け目総契第27号)**

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

**付 則 (平成21年4月1日付け目総契第2380号)**

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

**付 則 (平成23年8月22日付け目総契第4085号)**

この要綱は、平成23年8月29日から施行する。

**付 則 (平成29年1月4日付け目総契第6600号)**

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。